

令和3年度

業務名 那覇港港湾施設使用料改定検討業務委託(R3)

特記仕様書

令和3年9月

那覇港管理組合
企画建設部みなと振興課

1. 業務概要

本業務は、那覇港管理組合港湾施設管理条例第17条第1項に規定する別表第2及び第3と那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則第14条に規定する別表第2、第14の2に規定する別表第3に係る港湾施設使用料の改定を検討するものである。

本業務の概要は次のとおりとする。

1. 計画準備
2. 既存資料収集整理
3. 類似施設の状況調査
4. 物価資料の整理
5. 既往検討資料のデータ更新
6. 料金シミュレーションの検討
7. 関係者への説明資料の作成
8. 打合せ(初回、中間2回、最終1回)
9. 報告書作成(6部)
10. 電子データ(CD-R)

2. 履行期限

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

3. 業務内容

大分類・中分類	小分類	規格	単位	数量	適用
那覇港港湾施設使用料改定検討業務委託(R3)					
計画準備、協議・報告	計画準備、事前協議、中間報告、最終報告		式	1	
既存資料収集整理	既存資料、関連資料等について、収集し、整理		式	1	
類似施設の状況調査	類似施設として他港の使用料を整理		式	1	
物価資料の整理	物価資料、路線価資料及び国有資産等所在市町村交付金相当額の把握、整理		式	1	
既往検討資料のデータ更新	既往資料において、現時点のデータの更新		式	1	
料金シミュレーションの検討	既往資料を参考にして、施設使用料収入のシミュレーションを実施		式	1	
関係者への説明資料の作成	関係者(施設利用者等)への説明資料作成		式	1	

報告書作成	報告書の作成		式	1	
成果品の納品	・電子データ(CD-R)2部 ・報告書6部		式	1	

4. 業務仕様

4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

4-2 計画準備、協議・報告

1) 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

2) 協議・報告

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

事前協議：計画準備段階

中間報告：中間打合せ

最終報告：報告書作成段階

4-3 既存資料収集整理

既存資料、関連資料等について収集し、整理する。

対象となる港湾施設（行政財産・普通財産）の現状として、一覧表や位置図などを作成する。

※既存資料・関連資料

「港湾台帳」、「公有財産台帳」、「港湾施設使用許可資料」、「施設平面図データ」、「普通財産貸付台帳」、「基本設計図書」、「海岸保全区域台帳」など。

4-4 類似施設の状況

類似施設として、他港の使用料を整理する。

対象とする港、調査方法は発注者と調整の上決定する。

4-5 物価資料の整理

使用料改定に資するため、物価資料、路線価資料及び国有資産等所在市町村交付金相当額を把握し、整理する。

4-6 既往検討資料のデータ更新

1) 過去に検討された使用料算定に必要な基礎データについて、現時点の対象施設・数量に時点修正し、データの更新を行う。データ更新を行う対象施設・数量は、施設ごとに更新する。

2) 現状、一部の港湾施設(上屋、荷捌地、野積場、ふ頭用地など)については、施設使用料金が、区域に関係なく一律で設定されている。

本業務では、従来の算定法に加えて、新たに区域ごと(那覇ふ頭・泊ふ頭・新港ふ頭・浦添ふ頭)に算定を行う。

3) 建物(上屋など)は、上記4-6-2)に加えて、他港の設定方法(等級区分)を踏まえ、築年数に応じた算定を行う。

4) 旅客施設料金(那覇クルーズターミナルに寄港する旅客船の取扱い旅客人数)は、クルーズ客船の重量(10万トン以下を想定)に応じた乗客人数等を使用し算定を行う。

4-7 料金シミュレーションの検討

既往資料を参考にして、施設使用料収入のシミュレーションを実施する。

シミュレーションは、各施設における料金を数ケース設定し、ケース別を実施する。

4-8 関係者(施設利用者等)への説明資料の作成

関係者(構成団体、港湾関係者)への説明資料を作成する。

4-9 報告書の作成

報告書を取りまとめ、作成する。

5. 成果物

5-1 成果品

本業務における成果品は、電子データおよび報告書によるものとする。

1) 電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出しなければならない。

ファイル形式はPDF形式とし、本業務において作成した、Microsoft Word、Microsoft Excelで作成したオリジナルデータを含むものとする。

2) 「紙」による報告書は原稿1式及び製本6部とし、図面については原図1式を提出しなければならない。

なお、報告書製本の体裁はA4版くるみ綴じ製本とし、図面は縮小A3版折込を標準とする。

3) 納入場所

那覇市通堂町2番1号

那覇港管理組合企画建設部みなと振興課

6. 検収

1) 本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. 一括再委託の禁止

1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせしてはならない。

2) 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

- 3) 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 4) 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更には該当する時には適用しない。
- 5) 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面内容を変更する場合も同様とする。
- 6) 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。

8. その他

- 1) 本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- 2) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、発注者の許可なく他に流用してはならない。